

議案第12号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出

清水町長 阿部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

職種	月額	日額	時間額
行政職	182,200円	8,680円	1,120円
福祉職	163,100円	7,770円	1,000円
医療職	256,500円	12,210円	1,580円
介護職	245,400円	11,690円	1,510円
教育職	283,000円	13,480円	1,740円

」を「

職種	月額	日額	時間額
行政職	209,300円	9,970円	1,290円
福祉職	254,700円	12,130円	1,570円
医療職	258,400円	12,310円	1,590円
介護職	245,900円	11,710円	1,520円
教育職	285,500円	13,600円	1,760円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。